

厚木市都市計画公聴会規則に基づく北部地区公園の都市計画原案に関する公聴会

公述意見の要旨と市の見解

公聴会 令和7年7月4日（金） 依知北公民館集会室1、2

公述人	公述意見の要旨	市の見解
①氏	①私は、北部地区公園予定地の地権者です。6月10日の説明会に出席しましたが、そのときの資料の中の都市計画素案に係る主なご意見についてという項目でご意見①に対する回答が、市の考え方①で述べられておりますが、そこでは、本公園は物資供給・集積拠点として整備する計画とのことでしたが、昨年の説明会では、この公園は学校などの避難場所の準備が整うまでの一時避難場所と聞きました。 当初目的と変わってしまったことに非常に不信感を感じていますし、同じ考え方①の欄に、滞在を想定する小学校や中学校、あつぎ郷土博物館で想定避難人数が避難できる規模は確保されていると明言されております。なのでそもそもこの公園自体の必要性を感じません。 ②更に変化していったことで注目すべきは、公園のコンセプトについてです。 具体的には令和5年10月2日の地権者説明会での資料では、方針1から3までがあり、方針2が発災後3日間は安心して避難ができる公園。方針3が発災時は、ぼうさいの丘公園のバックアップ機能を備えた公園とあります。 ところが令和6年8月17日での説明会では、方針3が厚木市北部の防災の拠点となる公園と変更されていました。 続いて、令和6年7月23日付の厚木市公園緑地課より発行された回覧板には、8月17日の説明会での資料は9月2日から9月30日までホームページにて公開しますとのことで、その資料を見ると方針2「発災後3日間は安心して避難ができる公園」という文言が「発災後3日間は」という言葉がなくなり、安心して避難ができる公園に変わっていました。短期間にコンセプトが変わってしまっていることも不可解なのですが、7月23日付の回覧板には8月17日の資料を9月に公開するということなのに、その内容が違うというか、変えてあるのはなぜなのでしょう。 さらに言いますと9月公開の資料には事業箇所及び規模についてという項目があり、そこに公園予定地になる場所の航空写真があ	①本公園については、学校などの指定避難所の準備が整うまでの一時避難所としての利用を想定している点については、計画当初から変更はありません。 なお、滞在を想定する避難所は依知北及び依知南地区には、上依知小学校、北小学校、藤塚中学校、依知小学校、依知南小学校、依知中学校及びあつぎ郷土博物館を指定しており、想定避難人数が避難できる規模は確保されていることから、本公園は物資供給・集積拠点として整備する計画となっております。 ②令和5年10月2日の地権者説明会及び令和6年8月17日の説明会では「災害時に防災拠点となり、災害対策本部が設置、防災拠点としての役割を十分に果たせる公園を目指します。」とコンセプトを一貫してご説明をさせていただきました。 「発災後3日間は」という表記に関しては、説明会の際に滞在型の避難所と誤解を招く恐れがあったため、表記を変更しておりますが、一時避難所としての利用を想定している点については、計画当初から変更していません。 一時避難所は、災害時に命を守るため、一時的に避難する場所のことで近くの公園や広場、空き地、神社など、家族や隣近所などであらかじめ決めておく任意の避難場所です。 災害が発生し、自宅にいては危険と感じた場合は、一時避難場所にいったん避難し、集まった家族や地域の方々と一緒に小中学校などの指定避難所に移動となります。 ホームページに公開させていただいた資料の記載内容について、コンセプトは変更してはおりませんが、誤解を招く可能性がある表現を改め、皆様によりわかりやすくお伝えできるよう訂正を行っております。 なお、公園に関する航空写真につきましても、皆様によりわかりやすくお伝えできるよ

厚木市都市計画公聴会規則に基づく北部地区公園の都市計画原案に関する公聴会

公述意見の要旨と市の見解

公聴会 令和7年7月4日（金） 依知北公民館集会室1、2

公述人	公述意見の要旨	市の見解
	り、公園エリアが赤く網掛けされていますが、8月17日の説明会では、その写真はありませんでした。 ただ、翌週の8月23日に行われた地権者説明会では、その写真は掲載されていましたが、公園エリアの形が全く違うのです。 あくまで青写真だからという理由もあるのかもしれませんが、1か月もたたないうちに形が変わってしまうのは、ありえないことだと率直に思う次第です。 こういったことから市が行っていることに不信感を募らせています。 さらに総じてコンセプトというものは計画の核となる大事な考え、計画の骨子で物事の方方向性や目的を示す重要な指針であり、短期間で早々簡単に変えていっては良いものではないはずです。 ③最後にこの公園事業に関して当初よりほとんどの説明会に参加しておりますが、地権者として賛成可否かとの意向を聞かれたことは一度もありませんし、賛成の意向を市の担当者に伝えたこともありません。公園を作るとか、公園の位置を決めるなどの要望は、ごく一部の地権者が行っていることであって私はただそれを傍観している状況でした。 去年の説明会で小中学校の児童と生徒と父兄にアンケートを取ったということでしたが、肝心の地権者からの意見や意向を聞くというのが、まずやるべきことだったのではないのでしょうか。 このようにおそらくは多くの地権者不在のままに計画が進められている現状を非常に危惧しております。 ですので、これまでの計画は全て白紙に戻し我々当事者を中心に改めて民主的に話し合いを進めてくださることを強く希望いたします。 ちなみに10年以上説明会を聞いてきましたが、地権者としてここで初めて私の意見を述べさせていただくと、調整区域のままの畑を残す。これが私の希望です。	う、外周道路部分までを含めた範囲を事業箇所として表記させていただきました。 正確な区域については、令和6年度の測量業務にて決定しておりますので、今後ご説明を行わせていただく予定です。 ③本公園については、市の最上位計画である厚木市総合計画で、災害時の拠点となる防災機能を備えた公園の整備計画を推進するとしており、厚木市都市計画マスタープランや厚木市緑の基本計画にも防災機能を備えた（仮称）北部地区公園を整備することが示されております。 厚木市緑の基本計画を策定した際には、パブリックコメントも実施しており、厚木市全域からご意見をいただいたうえで決定させていただいております。 また、公園整備については、依知北及び依知南地区自治会連絡協議会から早期の公園整備の要望をいただいております。 さらに、（仮称）北部地区公園整備検討会では依知北、依知南の自治会連絡協議会会長、中平及び長坂自治会長、依知北及び依知南地区館長、防災指導員、青少年健全育成会、民生委員及び防災士の合計10名で組織し、地元の意見を取り入れるため、市民アンケートの結果やオブザーバーとして参加いただいた大学の先生にも意見をいただき、公園施設を検討してまいりました。 このように、多くの市民の方から防災機能を備えた地区公園の新規整備を期待されていることやレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改

厚木市都市計画公聴会規則に基づく北部地区公園の都市計画原案に関する公聴会

公述意見の要旨と市の見解

公聴会 令和7年7月4日（金） 依知北公民館集会室1、2

公述人	公述意見の要旨	市の見解
	④最後にもう一つ付け加えますが、去年の説明会終了後に市の職員に聞いたところ公園事業を行うに当たって残地が発生するとのことでしたが、市はそれらについて補償はしないとのことでした。 説明会ではこのことに触れられていなかったことから、それを知らない残地の出る地権者が困ることになるのではないのでしょうか。 公園事業の後に土地区画整理事業を行えばその問題を解決できるのかもしれませんが、ですが、山際北部と山際地区の土地区画整理事業のエリアに土地を所有している私としましては、当初より工業専用地域とするための土地区画整理事業には断固反対です。 ⑤6月10日の説明会でも市の職員の方から土地区画整理事業が遅れているので、公園事業を先に行いますという旨の説明がありました。 このことから、この計画は当初から市民の安全のためではなく、土地区画整理事業を推し進めるための4ヘクタールの地区公園とする事業であることは明白ですので、この北部地区公園の都市計画原案には強く反対いたします。	善、豊かな地域づくりに資する交流空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設であることから、今後におきましても、皆様のご理解を得られるよう、丁寧な説明を心掛けてまいります。 ④用地の買収については、地権者ごとに所有している土地の状況や権利関係などが異なるため、残地の取扱いも含め、個別にご相談させていただき対応を検討してまいります。 ⑤市が公共事業として実施する予定の北部地区公園事業は、山際北部地区の準備委員会において検討がなされている土地区画整理事業とは別事業であり、各々が独立した事業となっております。 また、本公園は、多くの市民の方から防災機能を備えた地区公園の新規整備を期待されていることやレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、豊かな地域づくりに資する交流空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設であることから、一日も早く整備する必要がある事業と認識しております。

厚木市都市計画公聴会規則に基づく北部地区公園の都市計画原案に関する公聴会

公述意見の要旨と市の見解

公聴会 令和7年7月4日（金） 依知北公民館集会室1、2

公述人	公述意見の要旨	市の見解
②氏	令和7年6月10日の都市計画の原案に関する説明会に出席させていただきました。 地権者、地域住民の方々のご理解が、まだまだ得られていないと強く感じました。加えて、市の説明が曖昧なこともあり、今この時点で「厚木都市計画公園の変更（北部地区公園）」を約4.2haの地区公園として都市計画決定をするということは、将来のこの地区の土地利用に不利益をもたらす可能性が否定出来ないことから「北部地区公園の都市計画原案」に反対いたします。 ①説明会で、出席の皆さんの御意見を伺っていると、公園が狭い、用地買収に3年もかかるのは異常だとか、開園が令和15年というスケジュールが長過ぎる、災害時に住民が避難した場合に本当に広さは足りるのか等、皆さんが公園について、様々な不安や疑問を抱いていらっしゃる現状を強く感じました。 ②また、出席された方々からの市に対する質問ですが「今回、公園を区画整理と分離して公共事業でやることにした市の決意を伺いたい。」とか「調整区域の公園に建つセンター棟は平屋なのか、二階建てになるのか。」等の質問に、市からは明確な回答がなく、質問者から「分からないならいいです。」とか「返答はいいです。」というような形で質疑が終わったことは大変残念で、私自身大きな不安を感じました。 ③このように地権者や地域住民の方々の理解がまだ得られていない現状で、市の回答が曖昧なままであるにもかかわらず、市は用地買収方式で、公園の用地を買うという説明をさ	①平成16年3月に策定した厚木市緑の基本計画では中津川右岸沿いに約10ヘクタールの（仮称）北部地区総合公園を位置付けましたが、平成22年度作成した厚木市洪水ハザードマップにおいて浸水想定区域となったことから、公園の位置や規模を見直し、平成29年10月に改定した厚木市緑の基本計画では現在の位置及び規模の（仮称）北部地区公園として位置付けられています。 公園の規模については、災害時及び平常時に必要な施設や動線等も検討した上で充足した面積となっております。 スケジュールについては、用地の取得が早く進めば、それに伴い整備も早期に着手いたします。また、災害時の利用を考え、部分的な供用の開始も検討しております。 ②本公園の詳細については、皆様の意見を伺いながら今後設計を進めてまいります。 また、本公園は、多くの市民の方から防災機能を備えた地区公園の新規整備を期待されていることやレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、豊かな地域づくりに資する交流空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設であることから、一日も早く整備する必要がある公共事業と認識しております。 ③用地の買収については、地権者ごとに所有している土地の状況や権利関係などが異なるため、残地の取扱いも含め、個別にご相談させていただき対応を検討してまいります。

厚木市都市計画公聴会規則に基づく北部地区公園の都市計画原案に関する公聴会

公述意見の要旨と市の見解

公聴会 令和7年7月4日（金） 依知北公民館集会室1、2

公述人	公述意見の要旨	市の見解
	れたのですが、残地はどうされるのかという地権者にとって重要な説明が全くなされなかったことに対しても不安が増しました。 ④公園の計画についての説明が、過去の説明会と変わっていたり、矛盾が生じたりしているとも思いました。 6月10日の説明会で市は、地権者説明会を行い自治会を通して皆さんに周知して北地区と南地区に説明会を行ったとの説明でしたが、北地区の説明会は台風の接近により中止となり開催はされませんでした。また、自治会を通して周知したということなのですが、それは8月1日から回った自治会の回覧のことだと思います。開催日が北地区が8月16日の金曜日で南地区が8月17日の土曜日というお盆休みに週末という設定で8月1日に回覧を見た方もいれば、8月14日頃回覧が届いた方もいると思うので、周知の仕方が不親切と言わざるを得ませんでした。 市のホームページによると8月17日の出席者は48名、8月23日の地権者説明会は22名ということでした。厚木市が当初は広域避難場所としての公園を作る目標を掲げ6月10日の説明では、4,000人の避難想定をしている公園ということからしても、この人数で地権者、地域住民の皆さんに周知したと言うのは、あまりにも少ない人数なのではないかと思えます。 ⑤その他、説明の矛盾点としては北部地区公園のテーマ「水と緑と太陽があふれる自然豊かな空間で多世代が集うにぎわいの公園」ということですが、水というイメージはどこから来るものなのかイメージできません。 ⑥また、依知地区について人口1人当たりの公園整備面積ですが、市町村区域内に対して一人当たり10平方メートル以上が水準で、厚木市全体で一人当たり9.42平方メートルとなっているが、依知地区においては、一人当たり1.24平方メートルと低い水準となっておりと説明しているのに、公園を広くしないの	④説明会の周知については、今後どのような方法が適切であるかを含め、皆様にご参加いただきやすい環境を整えるべく、十分に検討を重ねてまいります。 ⑤本公園の施設については、今後検討を進めていきますが、水を利用した水系施設等の設置を検討しております。 ⑥本公園の配置や規模については、厚木市緑の基本計画に基づき、公園がどれくらいの範囲の方に利用されるのかを想定した誘致圏などを総合的に考慮した上で、市域全体を効率的にカバーできるよう計画されております。

厚木市都市計画公聴会規則に基づく北部地区公園の都市計画原案に関する公聴会

公述意見の要旨と市の見解

公聴会 令和7年7月4日（金） 依知北公民館集会室1、2

公述人	公述意見の要旨	市の見解
	は、矛盾していると感じました。 ⑦また、説明の冒頭で4,000人の避難を想定して、1人当たり3.3平方メートルとして、約1.3ヘクタールあるから、公園の広さは十分だとの説明だったのですが、災害時の市の利用状況を聞くと避難エリアとしては0.4ヘクタールしかないことにも不安が募りました。 ヘリコプターの着陸地帯として50メートル×50メートルとありますが、近年世界各地でヘリコプターの事故があるという現実を考えるとヘリポートエリアのすぐ近くの避難エリアが本当に安全なのかどうかという疑念が生じます。 ⑧当初、北部地区に広域避難場所が無いというところから話がはじまり、平成21年には10ヘクタール以上の防災公園を市が作るということで話がありました。それが6月10日の説明会では、避難所は多数あり、避難できる規模は確保されていることから、この公園は物資供給、物資集積拠点として整備する。また、冒頭で4,000人の避難想定をしているという説明でしたが説明会の終わりでは、避難所が開設された後に利用する公園というイメージなのですべての人が避難してくるわけではないとの説明に変わったことにも大変驚きました。 ⑨さらに、気になった説明は土地区画整理事業が遅れているとか、あくまでも山際北部地区の区画整理の地域の中に公園を作るところで地区公園なので4ヘクタール必要だということで、今回4ヘクタールで設定している。北部地区公園はこれから選定方法を含	⑦本公園については、学校などの指定避難所が開設するまでの一時的に避難する場所として計画しております。 避難エリアについては、指定避難所が開設するまでの間の利用を想定した約1.3ヘクタールの広さを確保しております。 また、指定避難所開設後は、一時避難場所としての役割を終えていることから物資供給・集積拠点として運用を想定しております。 なお、ヘリポートの利用の際には、関係機関と調整を図り、周辺の安全確保を行ってまいります。 ⑧平成16年3月に策定した厚木市緑の基本計画では中津川右岸沿いに約10ヘクタールの（仮称）北部地区総合公園を位置付けましたが、平成22年度作成した厚木市洪水ハザードマップにおいて浸水想定区域となったことから、公園の位置や規模を見直し、平成29年10月に改定した厚木市緑の基本計画では現在の位置及び規模の（仮称）北部地区公園として位置付けられています。 本公園については、学校などの指定避難所の準備が整うまでの一時避難所としての利用を想定している点については計画当初から変わりありません。 なお、滞在を想定する避難所は依知北及び依知南地区には、上依知小学校、北小学校、藤塚中学校、依知小学校、依知南小学校、依知中学校及びあつぎ郷土博物館を指定しており、想定避難人数が避難できる規模は確保されていることから、本公園は物資供給・集積拠点として整備する計画となっております。 ⑨市が公共事業として実施する予定の北部地区公園事業は、山際北部地区の準備委員会において検討がなされている土地区画整理事業とは別事業であり、各々が独立した事業となっております。 また、本公園は、多くの市民の方から防災

厚木市都市計画公聴会規則に基づく北部地区公園の都市計画原案に関する公聴会

公述意見の要旨と市の見解

公聴会 令和7年7月4日（金） 依知北公民館集会室1、2

公述人	公述意見の要旨	市の見解
	め決定していくとの説明でしたので、区画整理の地域は、地権者はまだ区画整理をやるとかやらないかを話し合ってもいないのに、区画整理の地域の中の公園という位置付で進めているのではないのかと不安を感じました。 ⑩公拓法の罰則規定や公共事業の税制の優遇事項について等の説明もなく、公共事業なのか区画整理なのかの明言もなく近隣地権者としては、大変不安です。 なぜなら、用地買収方式では残地が発生すると思います。過去に残地保障はしないと市から明言されたので区画整理をしなかった場合に地権者が困ることはないのか大変心配しています。既に市は、公園の地権者の土地に杭を打っているとのことですが、杭を打たれている地権者の不安に市から明確な回答がなかったことも不安の一因です。 ⑪また、北部地区公園のイメージとしてアンケートの結果を掲載しているのですが、令和6年10月と令和7年2月に実施したアンケートとして資料に掲載されていました。単なる記載ミスなのか、何か意図があるのか気になりました。ただ、令和5年に地権者に配布されたアンケート用紙には厚木市は北部地区に防災機能を備えた公園の整備を計画していますと明記されていました。区画整理の地域内の公園なのか、厚木市の公共事業として作る公園なのかが不明のまま都市計画決定することとは、大変不安だということを強く申し上げておきたいと思います。	機能を備えた地区公園の新規整備を期待されていることやレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、豊かな地域づくりに資する交流空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設であることから、一日も早く整備する必要がある事業と認識しております。 ⑩公有地の拡大の推進に関する法律（公拓法）については、届出をしないで土地を有償で譲渡することや虚偽の届出をした場合、または譲渡制限期間内に譲渡すると50万円以下の過料に処せられることがあります。 また、本事業は、租税特別措置法に基づく特別控除等の適用となる事業となりますが、今後改めて地権者説明会等で説明いたします。 用地の買収については、地権者ごとに所有している土地の状況や権利関係などが異なるため、残地の取扱いも含め、個別にご相談させていただき対応を検討してまいります。 杭については、地権者に確認の上、設置しております。また、市ホームページ掲載の議事録にも記載がありますとおり、令和7年4月16日に開催しました（仮称）北部地区公園の都市計画決定素案に関する説明会で地権者の方からいただいた杭に関するご質問はその場で回答させていただいております。 ⑪令和6年10月に行われたアンケートでは依知地区の自治会長、地権者、（仮称）北部地区公園整備検討会検討委員及び全市を15地区に分割する手法を採用し、依知北、依知南を重点に厚木市内全域から調査を行いました。アンケート回答率は1574通中535通で約34%の回答率で、「60代」「70代以上」の方が多く約56%を占めていました。 そのため、年代の偏りを解消することを目的として、令和7年2月に近隣の依知小学校、北小学校、上依知小学校の児童、藤塚中学校の生徒、及びその保護者を対象に、追加のアンケート調査を実施しました。 また、市が公共事業として実施する予定の北部地区公園事業は、山際北部地区の準備委

厚木市都市計画公聴会規則に基づく北部地区公園の都市計画原案に関する公聴会

公述意見の要旨と市の見解

公聴会 令和7年7月4日（金） 依知北公民館集会室1、2

公述人	公述意見の要旨	市の見解
	⑫厚木都市計画公園の変更（北部地区公園）の理由書では、現在、市域南部には、防災拠点として、ぼうさいの丘公園等が整備されている一方、市域北部には、防災拠点としての公園が未整備であり、市全域の防災機能の充実を図り、市民の命と暮らしを守り抜くため、本施設は計画的かつ速やかに整備する必要があります。と書かれています。市としては「ぼうさいの丘公園」をこの地区の公園の比較対象として掲げ計画的に速やかに整備する必要があると説いているのですが、現実には約4.2ヘクタールの地区公園に変更し8年後の開園を目指すという説明でした。理由書の内容と矛盾が生じているように感じますし、この計画を変える決定をしたのは有識者10人というのが市の説明なのですが、地権者や地域住民にはその有識者が決定した過程が全く見えて来ておりません。いつ会議が開かれ、その議事録がどうなっているのかの全く示されていないのです。このような大事業では、まず信頼関係を築くことこそが一番重要なことだと思いますが、信頼を築く努力が感じられないことを非常に残念に思っています。信頼関係を築かずに、曖昧な計画で見切り発車するという事は、大きな事業だけに、将来にわたり大変な危険性をはらむことになりかねないのではないかと懸念します。 ⑬このような状況下で、都市計画決定をするということは、権利者にとっては土地に対して厳しい規制がかかることとなりますので、	員会において検討がなされている土地区画整理事業とは別事業であり、各々が独立した事業となっております。 なお、本公園は、多くの市民の方から防災機能を備えた地区公園の新規整備を期待されていることやレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、豊かな地域づくりに資する交流空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設であることから、一日も早く整備する必要がある事業と認識しております。 ⑫平成16年3月に策定した厚木市緑の基本計画では中津川右岸沿いに約10ヘクタールの（仮称）北部地区総合公園を位置付けましたが、平成22年度作成した厚木市洪水ハザードマップにおいて浸水想定区域となったことから、公園の位置や規模を見直し、平成29年10月に改定した厚木市緑の基本計画では現在の位置及び規模の（仮称）北部地区公園として位置付けられています。 本公園については、学校などの指定避難所の準備が整うまでの一時避難所としての利用を想定している点については計画当初から変わりありません。 なお、滞在を想定する避難所は依知北及び依知南地区には、上依知小学校、北小学校、藤塚中学校、依知小学校、依知南小学校、依知中学校及びあつぎ郷土博物館を指定しており、想定避難人数が避難できる規模は確保されていることから、本公園は物資供給・集積拠点として整備する計画となっております。 また、（仮称）北部地区公園整備検討会については令和5年8月、令和5年10月、令和6年2月及び令和6年7月の計4回開催されております。 本検討会では、主に平常時における公園の利用方法について協議を進めており、災害時における公園の活用については、庁内の検討会にて別途検討を行ってまいりました。 ⑬これまで本公園の都市計画決定に向けて、令和7年4月16日に厚木市住みよいまちづくり条例に基づく都市計画素案に関する説明

厚木市都市計画公聴会規則に基づく北部地区公園の都市計画原案に関する公聴会

公述意見の要旨と市の見解

公聴会 令和7年7月4日（金） 依知北公民館集会室1、2

公述人	公述意見の要旨	市の見解
	今、拙速に都市計画決定をするということには反対です。 まず、地権者の方々、地域住民の方々が心から納得出来るような誠意ある対話を基本とした話し合いを始めることがなによりも重要な事なのではないかということをお伝えして、結びの言葉とさせていただきます。	会、6月10日に厚木市都市計画公聴会規則に基づく都市計画原案に関する説明会及び6月6日から6月19日まで公述申出を受け付け、7月4日に公聴会を開催し地権者の方や地域住民の方から貴重なご意見をいただきました。 今後につきましても、本公園は、多くの市民の方から防災機能を備えた地区公園の新規整備を期待されていることやレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、豊かな地域づくりに資する交流空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設であるから、いつ起こるか分からない災害に対応するため、市民の皆様の安心・安全につなげられるよう、丁寧な説明を心掛けてまいります。

厚木市都市計画公聴会規則に基づく北部地区公園の都市計画原案に関する公聴会

公述意見の要旨と市の見解

公聴会 令和7年7月4日（金） 依知北公民館集会室1、2

公述人	公述意見の要旨	市の見解
③氏	①防災機能を備えた北部地区公園の新設には賛成しますが、その内容と面積が不足していることには、大きな不満があります。 これまで断るごとに何度も同じことを訴えてきましたが、一向にこの意見を聞き入れていただく意向はないとの意見書への回答を受け取り、非常に残念であると感じております。 ご承知のように依知地区の公共施設は、どの地区でも一般的な公民館や児童館等を除き、数えるほどもありません。 その中でも金田に建設されたごみ処理施設の環境センターは、言うまでもなく諸手を挙げて歓迎できるものでなく、大きな反対運動があったにもかかわらず、結果的には処理施設の不足による増設も受け入れ、そのような形で押し切られたようです。 更には、猿ヶ島地区の下水道中間処理施設も受け入れ、その見返りとしてスポーツ施設等を整備していただいたものの、あまり喜べることではないと思っております。 今回の防災機能を備えた北部地区公園も、大災害発生時の緊急物資分配ターミナル機能が主な目的との説明を受けました。 何度も申し上げるようですが、大震災や大水害、急傾斜地の崩落等、想定外の大災害に直面した際は、多くの住民が中長期に亘って生活できる仮設住宅を建てる面積が必要になるのは明らかであると近年の災害例を見て、非常に危惧しているところです。 中津川左岸と相模川右岸に挟まれたこの河岸段丘台地は、水田地帯との落差が大きい急傾斜地となっています。ハザードマップで示されているこの急傾斜地は、地すべり危険地域にも指定され、想定以外の大雨や大規模地震による崩落の危険性を常に潜めております。このような災害が発生した際は、多くの方々が住宅を失う危険性があるため、すぐに復興できない予想から仮設住宅用地を確保しておく必要があると私は訴え続けているのです。 この地区の住民にとって、大規模な本公園の計画は、千載一遇のチャンス、面積を今の倍程度に増やしていただき、平時には幾つかのスポーツグラウンドとして地域住民が利用できることを提案させていただきます。	①仮設住宅については、厚木市地域防災計画に基づき、県や関係機関と連携し、応急仮設住宅への入居や公営住宅等への一時入居、民間アパート等の活用を検討することとしており、応急仮設住宅用地として、戸室ハイツ広場を計画に位置付けております。

厚木市都市計画公聴会規則に基づく北部地区公園の都市計画原案に関する公聴会

公述意見の要旨と市の見解

公聴会 令和7年7月4日（金） 依知北公民館集会室1、2

公述人	公述意見の要旨	市の見解
	この計画なら大きな構築物がないため、いざという時の仮設住宅の転用には、労力も費用も最小限で済むはずです。 その一方、区画整理事業による企業誘致で、この地区のまとまった農地が一度人手に渡ってしまうと、買い戻したり企業の移転をお願いしたりすることは、ほぼ不可能になることは明白です。だからこそ語気を荒げ、このチャンスを無理を承知でお願いしなければならないと思っています。 川入地区を含め南は金田から北の上依知まで、この地区で面積的に余裕があり地盤がしっかりした平地は、この山際地区の市街化調整区域以外、他にはありません。 これと並行して計画されている区画整理事業は、一部住民の申し出による民意で始まったことかもしれませんが、現段階では行政と準備委員会・業務代行者の押し付けの下、企業誘致を優先（言い換えると税収優先）にした工業区域化で、まったく地元住民として望むものでも地元住民の利便性を向上させておくものでもありません。 ②公園の面積によらず、本事業は多額の税金を投入して行うため、地権者のみならず、納税者である地元の一般住民を対象にした説明会（市の広報誌、ホームページによる情報提供だけでなく）も実施し、広く対面による周知と意見聴取を行うのが民主主義の基本ではないでしょうか。これを行わずして現行計画を強引に貫き通すなら、この地区には、次のチャンスは選択肢は無いと断言でき、将来を担う次世代の住民にとっては、潤いもなく広々とした空間で心を安らぐ空間すら無い地区になってしまうことを憂えています。 今回この計画に携わる行政の方々は、何の違和感もなく力づくでこの計画を進めていくのでしょうか。 いいや、決してそんなことはないはずだと私は強く信じております。 ③この地区のこの場所のほとんどを工業地区で埋めようとしている区画整理事業を冷静な目でもう一度見直し、2つの地区に分けてい	②これまで北部地区公園の都市計画決定に向けて、令和7年4月16日に厚木市住みよいまちづくり条例に基づく都市計画素案に関する説明会、6月10日に厚木市都市計画公聴会規則に基づく都市計画原案に関する説明会及び6月6日から6月19日まで公述申出を受け付け、7月4日に公聴会を開催してきましたが、いずれも広報あつぎや、市ホームページ、依知北・依知南公民館だよりに掲載し、地権者の方や地域住民の方へ周知を行ってきました。 なお、地権者の方及び依知北・依知南地区の自治会長に対しては、通知でもお知らせしております。 ③市が公共事業として実施する予定の北部地区公園事業は、山際北部地区の準備委員会において検討がなされている土地区画整理事業

厚木市都市計画公聴会規則に基づく北部地区公園の都市計画原案に関する公聴会

公述意見の要旨と市の見解

公聴会 令和7年7月4日（金） 依知北公民館集会室1、2

公述人	公述意見の要旨	市の見解
	る事業（山際地区22ヘクタール、山際北部地区17ヘクタールこれをマイナス公園の4ヘクタール又は倍の8ヘクタール）を1つにまとめ、せめて公園計画を区画整理事業から完全独立させた公共事業とし、倍程度の面積として進めてほしいということを声を大にして提案させていただきます。 ④これは私の主観ですが、現在は公園関係の計画に携わる職員さんが、まちづくり課の顔を伺いながら進めているように見えてなりませんし、今回の説明会は、都市計画課の主催となっていることに違和感を感じています。 失礼な表現かもしれませんが、依知地区を「掃きだめ」のような扱いとせず、平時には次世代を担う住民が、恵まれた他地区の市民が享受している生活環境と同等な、「くつろぎの空間」や「健康づくりの場」として喜ばれるよう進めていただければと、次世代へのつなぎ役のひとりとして、責任ある立場で発言させていただく次第です。 客観的にみると、区画整理の業務代行業者を巻き込んだ、市役所部署間での綱引きに巻き込まれているようにみえてなりません。 ⑤最後に、お聞きしなければならないことは、今回この北部地区公園の事業計画が純粋に独立した公共事業なのか。区画整理の枠組	とは別事業であり、各々が独立した事業となっております。 また、本公園は、多くの市民の方から防災機能を備えた地区公園の新規整備を期待されていることやレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、豊かな地域づくりに資する交流空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設であることから、一日も早く整備する必要がある事業と認識しております。 平成16年3月に策定した厚木市緑の基本計画では中津川右岸沿いに約10ヘクタールの（仮称）北部地区総合公園を位置付けましたが、平成22年度作成した厚木市洪水ハザードマップにおいて浸水想定区域となったことから、公園の位置や規模を見直し、平成29年10月に改定した厚木市緑の基本計画では現在の位置及び規模の（仮称）北部地区公園として位置付けられています。 公園の規模については、災害時及び平常時に必要な施設や動線等も検討した上で充足した面積となっております。 ④厚木市事務分掌規則では、都市計画の企画及び調整に関することは、都市計画課の分掌事務となっております。従いまして、都市計画課の主催となりますが、関係部署との連携を図ってまいります。 ⑤市が公共事業として実施する予定の北部地区公園事業は、山際北部地区の準備委員会において検討がなされている土地区画整理事業

厚木市都市計画公聴会規則に基づく北部地区公園の都市計画原案に関する公聴会

公述意見の要旨と市の見解

公聴会 令和7年7月4日（金） 依知北公民館集会室1、2

公述人	公述意見の要旨	市の見解
	みの一環として組み込まれた事業なのか、いまだに納得できるはっきりとした説明を受けた記憶はありません。 ⑥最後に公園としての土地収用される場合には、地権者個人に対する基礎控除（一定額の所得控除）はあるのでしょうか。 この件につき、市から地権者への説明があったことも、地権者からこの質問が出たことも一切私の記憶にはありません。 地権者個人に通知されているかどうか知る由もありませんが、できるだけ早くこの点をご説明いただきたいと思います。 長々しゃべらせていただきましたが、重複部分も多々あり、お聞き苦しい点を長々述べてきましたが、これらの発言内容に何か大きな問題や発言がありますでしょうか？	とは別事業であり、各々が独立した事業となっております。 ⑥本事業は、租税特別措置法に基づく特別控除等の適用となる事業となりますが、今後改めて地権者説明会等で説明いたします。

厚木市都市計画公聴会規則に基づく北部地区公園の都市計画原案に関する公聴会

公述意見の要旨と市の見解

公聴会 令和7年7月4日（金） 依知北公民館集会室1、2

公述人	公述意見の要旨	市の見解
④氏	私には、ここの近くの依知小学校に通う小学5年生の娘がいます。 今日は、娘たちの世代が将来災害が起こったときでも少しでも安心できる場所がある。たとえ災害があっても、この地域にいれば大丈夫という安心感を持ってもらえる場所であってほしい。親世代の私たちが責任をもって声を上げなければならないと思い、意見を述べにまいりました。 依知地区は、都市近郊でありながら自然がたくさんあって、地場産の野菜が生産できる多くの畑があります。また厚木のまちや相模原市、座間市などにもアクセスが良く、圏央道のインターも近く居住地として人気がある土地だと認識しています。 娘の学年も5年間で、10名近くの転入生がいます。それだけ住宅も増えており、これから依知地区の人口増加は続くと思っております。 私が、この公園の計画に関して公述申出書を書いた理由としましては、現段階で計画された公園面積では将来起こりうるであろう災害に対して十分ではないと考えたからです。 公園を災害時に使用することは、数日後かもしれないですし、娘が大人になっていくときかもしれません。私たち親の世代が、この公園の設立に当たり、現段階の面積では防災としての役割を十分に果たせないと感じ、ここで意見を述べることで次世代への責任と感じています。 ①平成16年3月に策定した厚木市緑の基本計画では中津川右岸沿いに約10ヘクタールの（仮称）北部地区総合公園を位置づけたとありますが、当初の10ヘクタールの大きさが今回はるかに小さくなり、整備予定とされる北部地区防災公園の総面積が約4.2ヘクタールとされています。これは、仮設住宅の設置を想定した場合には極めて狭く、中途半端な規模と考えます。 ②今回の計画では公園内に仮設住宅を建てる	①平成16年3月に策定した厚木市緑の基本計画では中津川右岸沿いに約10ヘクタールの（仮称）北部地区総合公園を位置付けましたが、平成22年度作成した厚木市洪水ハザードマップにおいて浸水想定区域となったことから、公園の位置や規模を見直し、平成29年10月に改定した厚木市緑の基本計画では現在の位置及び規模の（仮称）北部地区公園として位置付けられています。 公園の規模については、災害時及び平常時に必要な施設や動線等も検討した上で充足した面積となっております。 ②仮設住宅については、厚木市地域防災計画

厚木市都市計画公聴会規則に基づく北部地区公園の都市計画原案に関する公聴会

公述意見の要旨と市の見解

公聴会 令和7年7月4日（金） 依知北公民館集会室1、2

公述人	公述意見の要旨	市の見解
	スペースを設けることは計画されておらず、避難先はあくまでも近隣の小中学校や公民館、郷土資料館を使用するとのことですが、それはあくまでも一時的な避難所となります。 実際に災害時に長期的な避難が必要となった場合、利用するのは依知地区の住民であって、住民に対する説明の場や意見交換の場を設けないまま、地権者や自治会長などのほんの少人数で計画を進めていくのは安易であり、将来的に考えて極めて危険と感じます。 今までの意見書の内容に対する市の考え方を見てみると、様々な市民の意見に対して市の答えがマニュアル化しており、災害があっても充分に対応できる面積であるとの一点張りです。 東日本大震災では、想定されなかったほどの大きな津波が押し寄せ、原子力発電所は爆発して放射能漏れが起き、大きな災害となりました。 災害では想定していた以上のことが起こります。避難が一時的なものではなく、長期的なものになることが十分に考えられます。家が崩壊する等、長期的に元の生活に戻ることが出来ないレベルの災害が起きるかもしれません。 災害発生時には、避難の初期段階だけではなく、その後の生活の立て直しや復旧の支援に向けた長期における避難対応が大事と考えています。 特に仮設住宅を建設するには一戸当たり 50～70 平方メートルのスペースが必要となり、100 戸でも最低 5000 平方メートル以上の確保が必要となりますが、本公園の面積では物資拠点・ヘリポート・広場等を合わせるとほぼ余裕がありません。 様々なご事情があって、10 ヘクタール近い広さのあるぼうさいの丘公園相当の面積を確保するのが難しいとしても仮設住宅の専用スペースを十分に確保して面積の拡大を求めます。 依知小学校を含めた近隣の小中学校を避難所として活用するには、体育館や教室などは居住性が低く、長期的な避難は困難であり不向きです。また、プライバシーやトイレ・調理・入浴なども限定的であり、仮設住宅に代	に基づき、県や関係機関と連携し、応急仮設住宅への入居や公営住宅等への一時入居、民間アパート等の活用を検討することとしており、応急仮設住宅用地として、戸室ハイツ広場を計画に位置付けております。

厚木市都市計画公聴会規則に基づく北部地区公園の都市計画原案に関する公聴会

公述意見の要旨と市の見解

公聴会 令和7年7月4日（金） 依知北公民館集会室1、2

公述人	公述意見の要旨	市の見解
	えられるものではないと感じます。 避難所生活での環境が悪く、衛生面や精神面で病気になる方も多くみられます。 昨今、避難所での治安の悪さや事件をニュースで耳にします。特に、女性や子どもには、いかにプライバシー空間の守られた仮設住宅が大切かを感じます。 ここに来られている皆様のご自身の大切なご家族が、いざ長期的に元の生活に戻れない状況となった場合、何かあったら仮設住宅があるという安心感をぜひご想像してみてください。 また、災害のニュースを見ていると、災害が起きたとしても子供たちの場を一刻も早く日常の生活に戻してあげたいという気持ちが強くあります。 学業をはじめ、仲間同士の大切な時間をいかに日常に戻してあげることが大事か、コロナ禍や東日本大震災、能登半島沖地震を見て感じます。 私たち大人が、災害から子供たちの日常(学校)を早く戻してあげることが大事と考えます。 長いコロナ禍を経験し、実際に学校に行かない現実が日常となってしまう期間が長くなり、現実的に不登校が増えています。 それは将来的に引きこもりにも影響があると考えます。将来を担う子供たちが少しでも安心できる環境づくりが大切と考えます。 災害があったときは学校を避難所として考えるのは承知ですが、「避難する場所」から一歩進んで長期的なことを考えなければなりません。 現在、依知地区の居住者、通勤者、来訪者等を含めた人数を明確にし、北部公園には仮設住宅を建てるだけの面積が十分にあるかどうかを改めてきちんと検証してもらいたいと強く要望します。 次世代の子供たちに、我々大人たちがきちんと災害に備えた防災公園の設立の意図を説明できなければいけません。 この意見が厚木市長をはじめ担当者だけでなく、より多くの近隣住民の耳に入り今一度計画を見直し、中途半端な面積の防災公園ができることがないよう願っております。	